明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の一部を改正する命令（内閣府・原子力規制委一）　一
〔省　令〕
○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇三）　三
〔規　則〕
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則（原子力規制委一四）　三
〔告　示〕
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働二九四）　七
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同二九五）　一三
○国立感染症研究所試験検査依頼規程の一部を改正する件（同二九六）　一三
○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同二九七）　一四
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（原子力規制委一五）　一四
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第三条の二の規定に基づく測定設備を定める件（同一六）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人水産大学校平成二十四事業年度財務諸表、土地家屋調査士名簿登録等関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

府令・省令

○内閣府令・原子力規制委員会規則第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七条第一項、第十条第一項並びに第十一条第二項及び第三項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年九月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成二十四年文部科学省経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令

第一条中「省令」を「命令」に改める。

第二条第一項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「令第四条第四項各号に掲げる事象（以下「特定事象」という。）」を「特定事象」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合（令第四条第四項各号に掲げる事象（以下「特定事象」という。）及び原子力緊急事態が発生した場合を除く。）における原子力規制委員会との連携に係る原子力事業者が行う措置（原子力緊急事態解除宣言をするまでの措置に限る。）に関すること。

第二条第二項中「設置する者」の下に「（第八号に掲げる事項については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号。以下「通報事象等規則」という。）第七条第一号ハ及びヘに規定する原子炉を設置する者を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

八　重要区域（安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域をいう。）の位置及び安全機器等の一覧

第三条第一項中「第四条第一項」を「次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定によることができない場合には、通報は、別記様式第二に掲げる事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認することにより行わなければならない。

第四条第一項の表中「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号。以下「通報事象等省令」という。）」を「通報事象等規則」に、「通報事象等省令第二条第一項第五号」を「通報事象等規則第二条第一項第四号」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第四項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「大規模原子炉施設（通報事象等省令第七条第一号イに規定する大規模原子炉施設をいう。）」を「通報事象等規則第七条第一号イからニまで及びヘに規定する原子炉」に、「通報事象等省令第七条第一号ハ」を「通報事象等規則第七条第一号チ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。